

財政健全化3ヶ年アクションプラン（まとめ）

平成16年10月

岸和田市

目 次

はじめに	... 1
集中取組期間（平成 13～15 年度）も達成状況	... 2
歳出に向けた取り組み	
1．人件費の抑制	... 4
2．事務事業の見直し	
市単独扶助費（見舞金等）の見直し	... 5
施設の統廃合	... 7
交通災害共済事業の廃止	... 7
民間賃貸住宅家賃補助事業の一部凍結	... 8
市税前納報奨金の見直し	... 8
旅費日当の見直し	... 8
地車新調等助成事業の見直し	... 8
3．補助金等の見直し	... 9
4．繰出金等の抑制	... 9
5．普通建設事業の抑制及び新規普通建設事業の凍結	... 9
歳入確保に向けた取り組み	
1．市税収入の確保	
市税収入額の増	...10
入湯税の課税	...10
2．受益者負担の公平化・公正化	
使用料・手数料の見直し	...11
保育料の見直し	...12
チビッ子ホーム協力金の見直し	...12
3．保有地の処分	...12
4．循環型社会に向けた廃棄物減量化への取り組み	
一般家庭ごみの有料化	...13
粗大ごみの有料化	...13
制度面での改革	
1．国との税財源構造の改革に向けて	...14
2．公債管理フレームの設定について	...14
3．人材の育成と活性化	...15
4．広域連携に向けて	...15
5．市民との協働によるまちづくり	
(1)「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会の設置について	...15
(2) 行政評価システムの導入	...16
まとめ	...17

はじめに

本市においては、厳しい財政状況の中、平成 7 年 8 月には行財政改革推進本部を設置し、平成 9 年 3 月には行財政改革大綱を策定するなど、市民福祉の維持継続を図りつつ、事務事業の見直しや廃止を含め、行財政改革に取り組んできました。

平成 11 年度に、財政収支を見通す中、平成 12 年度以降、常態的な資金不足が見込まれ、健全な財政運営のためには、収支の均衡を如何に図り、限られた財源で、どう市民ニーズに応えていくかが緊急課題となり、翌 12 年度に「財政健全化チーム」の設置を行いました。

財政健全化チームは、「歳出の削減」と「歳入の確保」の両面での点検を行い、平成 13 年度から 15 年度にかけての 3 カ年を行財政改革の集中期間としての「財政健全化 3 カ年アクションプラン」を策定し、当面見込まれる資金不足に対し、「岸和田版構造改革」として、また、まちづくりの新たなシステムを構築するための実行計画として、市民の協力を得ながら全庁的な取り組みを進めてきました。

具体的な取り組みとしては、事務事業の効率的な執行、職員数の削減や給与の見直しによる人件費の縮減を図りました。また、制度面での新たな改革として、予算編成手法の改善、行政評価システムの導入などを進め、これらの取り組みにより一定の効果を生み、財政の健全化に寄与したところです。

しかし、税収の減等依然として厳しい状況に変わりなく、平成 15 年 3 月には「新行財政改革大綱」を策定し、切れ目のない行財政改革への取り組みを推進しているところです。

今後とも、市民福祉の向上を念頭に置き、行財政改革を推進していかねばならないと考えています。

集中取組み期間（H13～H15年度）の達成状況

本市財政は、平成12年度の財政推計の時点修正においても、平成15年度には財政再建準用団体に陥りかねないとの見通しが示されるほど、危機的な状況にありました。

この危機的な状況を脱し、財政再建準用団体への転落を回避するため、推計上見込まれた平成17年度末累積の資金不足見込額205億8000万円を、5カ年で解消を図るものとし、うち、平成13年度から3カ年を重点取組み期間として、「財政健全化3カ年アクションプラン」を策定しました。

この期間における効果としては、予定効果額に比べ111.0%の達成率で、112億42万余円の効果（表1参照）があり、財政運営に大きく寄与しました。

しかし、予想をはるかに上回る市税収入の減収により、確保できなかった財源は、44億3071万余円（表2参照）となりますが、収支不足額については、アクションプラン策定時には想定していない臨時財政対策債を活用（3カ年合計で58億2460万円）するなど財源の確保を行いました。

（表1）財政効果額（「市税収入の確保」に係る額を除いた場合） 単位：千円

項 目	金 額
A アクションプランでの予定効果額	10,091,349
B 実施後の実際の効果額（ + ）	11,200,424
歳出削減に向けた取り組みの効果額	10,558,095
歳入確保に向けた取り組みの効果額	642,329
C（ B - A ）	1,109,075
D 達成率（ B / A ）	111.0%

（表2）財政効果額 単位：千円

項 目	金 額
A アクションプランでの予定効果額	10,951,269
B 実施後の実際の効果額（ + ）	6,520,556
歳出削減に向けた取り組みの効果額	10,558,095
歳入確保に向けた取り組みの効果額	4,037,539
C（ B - A ）	4,430,713
D 達成率（ B / A ）	59.5%

表の記入方法

プラン(A)欄 ---アクションプラン策定時における財政効果の見込額を記入

効果額(B)欄 ---アクションプランでの実際の財政効果額を記入。ただし、印は、必要とした経費又は収入とならなかった額を記入

差引(B) - (A) ---アクションプラン策定時に見込んでいた財政効果額に対する達成状況を記入

【財政効果額内訳】 (単位：千円)

歳出削減に向けた取り組み額の合計

歳出の削減に向けた取り組みとして、人件費の抑制、事務事業の見直し及び補助金の見直し並びに繰出金等の抑制、普通建設事業の抑制及び新規建設事業の凍結などにより、予定効果額に比べ129.5%の達成率で、105億5809万余円の効果がありました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	1,672,693	3,160,271	3,320,610	8,153,574
効果額(B)	2,964,144	3,287,138	4,306,813	10,558,095
差引(B) - (A)	1,291,451	126,867	986,203	2,404,521
達成率(B/A)	177.2%	104.0%	159.4%	129.5%

歳入確保に向けた取り組み額の合計

市税収入の確保のための入湯税の課税、受益者負担の公平性、公平化を図るための使用料・手数料等の見直し並びに保有地の売却を行うなど、歳入の確保に取り組みましたが、市税収入の落ち込みは大きなものとなっています。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	814,097	991,799	991,799	2,797,695
効果額(B)	422,111	1,177,868	2,437,560	4,037,539
差引(B) - (A)	1,236,208	2,169,667	3,429,359	6,835,234
達成率(B/A)	51.9%	118.8%	245.8%	144.3%

「歳入確保に向けた取り組み額の合計」のうち、「市税収入の確保」に係る額を除いた場合

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	554,097	691,839	691,839	1,937,775
効果額(B)	313,773	173,926	154,630	642,329
差引(B) - (A)	240,324	517,913	537,209	1,295,446
達成率(B/A)	56.6%	25.1%	22.4%	33.1%

歳出削減に向けた取り組み

1. 人件費の抑制について

給与費の抑制に努めるとともに、職員数については、定員管理計画に基づく適正な管理を行い、課長補佐職の廃止や担当制を導入するなど、効率的な事務事業の執行と弾力的な職員配置の見直しにより適正化を図りました。

人件費の抑制分（～）の合計

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	444,197	801,014	946,343	2,191,554
効果額(B)	403,014	925,120	1,663,114	2,991,248
差引(B) - (A)	41,183	124,106	716,771	799,694

職員数並びに給与等の抑制

職員数については、効率的な事務事業の執行のための組織体制の見直しなど、定員管理計画に基づき適正化を図り削減しました。

また、一般職員の定期昇給を平成13年・14年の2カ年にわたり凍結しました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	355,307	712,124	868,872	1,936,303
効果額(B)	288,601	819,512	1,515,268	2,623,381
差引(B) - (A)	66,706	107,388	646,396	687,078

特別職の給料等

平成13年度から特別職の給与等を5%減額(2年間)し、さらに減額期間を15年・16年度と延長しました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	5,184	5,184		10,368
効果額(B)	4,066	4,052	3,982	12,100
差引(B) - (A)	1,118	1,132	3,982	1,732

管理職手当

全管理職員の管理職手当を13年度から2カ年にわたり、5%相当の減額計画を7%相当額の減額とし、15年度まで延長しました。

16年度からは、5%相当額の減額改定をしました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	6,235	6,235		12,470
効果額(B)	19,804	9,804	9,516	39,124
差引(B) - (A)	13,569	3,569	9,516	26,654

超過勤務手当

事務事業の効率的な執行により、13年度から時間外勤務手当の縮減に取り組みました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	77,471	77,471	77,471	232,413
効果額(B)	90,543	91,752	134,348	316,643
差引(B) - (A)	13,072	14,281	56,877	84,230

2. 事務事業の見直し

事務事業見直し分(~)の合計

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	218,678	345,373	378,819	942,870
効果額(B)	200,155	351,603	402,744	954,502
差引(B) - (A)	18,523	6,230	23,925	11,632

市単独扶助費(見舞金等)の見直し

市単独扶助費(ア ~ カ)の見直し分の合計

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	92,579	219,274	252,720	564,573
効果額(B)	85,589	195,526	228,940	510,055
差引(B) - (A)	6,990	23,748	23,780	54,518

ア 難病者見舞金

特定疾患、小児性慢性特定疾患等を対象とする難病者見舞金(年額 13,000 円)を、年次的に減額しました。

平成 13 年度(12,000 円)・平成 14 年度(11,000 円)・平成 15 年度(10,000 円)

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	710	1,420	2,130	4,260
効果額(B)	694	2,025	1,900	4,619
差引(B) - (A)	16	605	230	359

イ 障害者給付金

障害者給付金を年次的に減額しました。

年額：38,500 円～29,500 円 25,000 円～10,000 円

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	32,736	65,471	98,207	196,414
効果額(B)	25,674	42,653	77,247	145,574
差引(B) - (A)	7,062	22,818	20,960	50,840

ウ 寝たきり老人等見舞金

寝たきり老人等見舞金等を廃止しました。

寝たきり独居老人見舞金：年額 42,000 円

寝たきり老人見舞金：年額 10,000 円

独居老人見舞金：年額 10,000 円

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	28,424	28,424	28,424	85,272
効 果 額(B)	28,424	28,424	28,424	85,272
差 引(B) - (A)	0	0	0	0

エ 敬老祝金の減額 (H14 年度から節目支給とする)

敬老祝金の支給を、年齢階層別の支給から節目支給としました。

現行：77～83 歳 (12,000 円)・84～87 歳(15,500 円)・88 歳以上(22,000 円)

13 年度においては減額し、14 年度からは節目支給としました。

13 年度：77～83 歳 (10,000 円)

84～87 歳(15,000 円)・88 歳以上(20,000 円)

14 年度以降：77 歳 (10,000 円)・88 歳(15,000 円)・99 歳(20,000 円)

100 歳以上(25,000 円)

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	15,850	109,100	109,100	234,050
効 果 額(B)	15,938	107,565	106,510	230,013
差 引(B) - (A)	88	1,535	2,590	4,037

オ 母子家庭給付金廃止

母子家庭給付金の支給を、13 年度から廃止しました。

現行：18 歳未満児童(1 人世帯：年額 9,000 円)・(2 人世帯：年額 10,000 円)

(3 人世帯：年額 11,000 円)

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	12,420	12,420	12,420	37,260
効 果 額(B)	12,420	12,420	12,420	37,260
差 引(B) - (A)	0	0	0	0

カ 老人福祉事業委託の廃止

77 歳・88 歳に対しての祝品の贈呈を廃止しました。

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	2,439	2,439	2,439	7,317
効 果 額(B)	2,439	2,439	2,439	7,317
差 引(B) - (A)	0	0	0	0

施設の統廃合

施設の統廃合分（ア～ウ）の合計

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	37,669	37,669	37,669	113,007
効果額(B)	37,669	37,982	36,997	112,648
差引(B) - (A)	0	313	672	359

ア 幼児プールの廃止

効率的な運営がなされていないプールについては、公私の役割分担などを踏まえ廃止しました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	6,463	6,463	6,463	19,389
効果額(B)	6,463	6,463	6,463	19,389
差引(B) - (A)	0	0	0	0

イ 公民館等の運営の見直し

地区公民館の運営方法を見直し、春木勤労青少年ホームの廃止や春木地区公民館長を市立公民館長が、久米田青少年会館長を山直地区公民館長がそれぞれ兼務するなどにより経費の節減に努めました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	10,442	10,442	10,442	31,326
効果額(B)	10,442	10,755	9,770	30,967
差引(B) - (A)	0	313	672	359

ウ 市立休日診療所の廃止

市立休日診療所については廃止しましたが、小児診療に關しての需要を踏まえ、小児休日診療所として開所しています。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	20,764	20,764	20,764	62,292
効果額(B)	20,764	20,764	20,764	62,292
差引(B) - (A)	0	0	0	0

交通災害共済事業の廃止

民間保険や府民共済等、他の制度が定着しており廃止しました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	16,900	16,900	16,900	50,700
効果額(B)	16,900	16,900	16,900	50,700
差引(B) - (A)	0	0	0	0

民間賃貸住宅家賃補助事業の一部凍結

居住水準の向上、市内への定住促進を図るため、毎年、ファミリー世帯(50世帯)・新婚世帯(80世帯)に対し、月額25,000円を限度の家賃補助をしていましたが、経済状況等の変化・応募状況を勘案しファミリー世帯の募集を停止しました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	8,200	8,200	8,200	24,600
効果額(B)	8,200	20,500	32,800	61,500
差引(B) - (A)	0	12,300	24,600	36,900

市税前納報奨金の見直し

市税の前納報奨金の交付率を、13年度に府内の他市並の率に見直しました。

交付率の改正

(一納期税額5万円以下) 0.7/100 0.5/100

(一納期税額5万円超) 0.35/100 0.25/100

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	48,632	48,632	48,632	145,896
効果額(B)	38,509	51,576	55,257	145,342
差引(B) - (A)	10,123	2,944	6,625	554

旅費日当の見直し

出張旅費のうち、府内日帰り旅費日当を廃止するとともに、全旅費を縮減しました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	14,698	14,698	14,698	44,094
効果額(B)	13,288	29,119	31,850	74,257
差引(B) - (A)	1,410	14,421	17,152	30,163

地車新調等助成事業の見直し

地車新調などの際の助成限度額を改定し、H15年度契約分までについては現行どおりとしました。

(平成16年度より) 新調限度額：800万円 500万円

購入限度額：300万円 200万円

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)				
効果額(B)				
差引(B) - (A)				

3. 補助金等の見直し

市単独補助金で団体等に対する補助金等について、原則 2 割の削減又は廃止としました。

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	48,921	50,261	51,601	150,783
効 果 額(B)	49,426	43,979	55,361	148,766
差 引(B) - (A)	505	6,282	3,760	2,017

4. 繰出金等の抑制

繰出金の抑制分(~)の合計

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	460,897	663,623	643,847	1,768,367
効 果 額(B)	501,155	485,934	476,229	1,463,318
差 引(B) - (A)	40,258	177,689	167,618	305,049

下水道事業会計

下水道事業特別会計の健全化を図り、一般会計からの繰り出しを抑制する必要があり、また、水洗化の費用対効果を高めるための取り組みを強化するとともに、下水道使用料収入の確保のため、14年度には下水道使用料の改定(改定率15%)を実施しました。

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	50,857	208,299	184,715	443,871
効 果 額(B)	131,455	120,934	146,229	398,618
差 引(B) - (A)	80,598	87,365	38,486	45,253

病院事業会計

病院事業会計の一般会計からの繰り出しを抑制するため、特殊医療・高度医療に対する繰出金の削減をしました。

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	410,040	455,324	459,132	1,324,496
効 果 額(B)	369,700	365,000	330,000	1,064,700
差 引(B) - (A)	40,340	90,324	129,132	259,796

5. 普通建設事業の抑制及び新規普通建設事業の凍結

普通建設事業の抑制、新規事業の凍結・見直しなどにより支出経費の削減に努めました。

	13 年度	14 年度	15 年度	3 ヶ年計
プ ラ ン(A)	500,000	1,300,000	1,300,000	3,100,000
効 果 額(B)	1,810,394	1,480,502	1,709,365	5,000,261
差 引(B) - (A)	1,310,394	180,502	409,365	1,900,261

歳入確保に向けた取り組み

1. 市税収入の確保

地方分権の進展に伴い、市としての自己決定権と自己責任を果たすためには、これを支える財政基盤の充実が喫緊の課題であり、市税は財源の確保とともに負担の公平性の観点から重要です。経済情勢が好転せず、市税収入の大幅な減収となりました。

市税収入の確保分（ ～ ）の合計

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	260,000	299,960	299,960	859,920
効果額(B)	735,884	1,351,794	2,592,190	4,679,868
差引(B) - (A)	995,884	1,651,754	2,892,150	5,539,788

《参考》

* 3カ年における市税収入の落ち込みはあったものの、現年度分での徴収率を概ね維持し、滞納繰越分については徴収率を上げてきています。

(収入額)

単位：千円

	12年度	13年度	14年度	15年度
現年度分	25,928,793	25,322,257	24,706,347	23,465,951
滞納繰越分	478,579	467,665	507,139	621,314
計	26,407,372	25,789,922	25,213,486	24,087,265

(徴収率)

単位：%

	12年度	13年度	14年度	15年度
現年度分	97.19	97.12	97.11	97.26
滞納繰越分	19.66	18.26	19.38	23.78

市税収入額の増

市税徴収額の確保を目指し、滞納繰越分への徴収取組みを強化するため、滞納整理チームを設け徴収体制の強化を図りました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	260,000	260,000	260,000	780,000
効果額(B)	735,884	1,363,836	2,604,860	4,704,580
差引(B) - (A)	995,884	1,623,836	2,864,860	5,484,580

入湯税の課税

地方税法に基づいて、14年度から浴場施設2箇所の利用者から入湯税を徴収し、税源の確保に努めました。

税額：1人1日（宿泊100円・日帰り50円）

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	0	39,960	39,960	79,920
効果額(B)	0	12,042	12,670	24,712
差引(B) - (A)	0	27,918	27,290	55,208

2. 受益者負担の公平化・公正化

受益と負担の公平・公正化を図りつつ、使用料、手数料など水準の見直しを実施しました。

受益者負担の公平化・公正化分（ ～ ）の合計

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	149,713	194,455	194,455	538,623
効果額(B)	134,471	134,335	119,956	388,402
差引(B) - (A)	15,242	60,120	74,859	150,221

使用料・手数料の見直し

使用料・手数料の見直し分（ ア ～ オ ）の合計

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	93,851	93,851	93,851	281,553
効果額(B)	70,412	88,726	80,051	239,189
差引(B) - (A)	23,439	5,125	13,800	42,364

ア 葬儀・火葬料の改定

葬儀使用料のうち、火葬料を13年4月から改定しました。

大人：10,000円 20,000円 小人：5,000円 10,000円

死胎児：1,000円 2,000円

（市外利用者については、1.5倍とする。）

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	16,626	16,626	16,626	49,878
効果額(B)	17,102	17,978	17,523	52,603
差引(B) - (A)	476	1,352	897	2,725

イ 市立幼稚園保育料の改定

幼稚園保育料を13年4月から改定しました。

4・5歳児：月額7,000円 月額8,000円

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	21,127	21,127	21,127	63,381
効果額(B)	18,574	36,113	28,879	83,566
差引(B) - (A)	2,553	14,986	7,752	20,185

ウ 税証明・住基・印鑑証明等手数料の改定

各種証明(閲覧を含む)手数料を13年4月から改定しました。

手数料1件:200円(閲覧100円) 300円

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	54,448	54,448	54,448	163,344
効果額(B)	33,438	31,668	31,497	96,603
差引(B) - (A)	21,010	22,780	22,951	66,741

エ 胞衣汚物・死獣等の収集処分手数料の改定

収集手数料を13年4月から改定しました。

1個又は18リットル：500円 1,000円

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	952	952	952	2,856
効果額(B)	895	1,988	1,402	4,285
差引(B) - (A)	57	1,036	450	1,429

オ 境界明示手数料

境界明示手数料を13年4月から改定しました。

1筆：500円 3,000円

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	698	698	698	2,094
効果額(B)	403	979	750	2,132
差引(B) - (A)	295	281	52	38

保育料の見直し

公私立保育所運営負担金を、13年度からの2ヵ年をかけ、国の徴収基準(70%)の水準にまで改定しました。

現行：59.6% 13年度の改定：67.2% 14年度：67.7% 15年度：67.4%

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	47,906	92,648	92,648	233,202
効果額(B)	58,034	40,566	32,685	131,285
差引(B) - (A)	10,128	52,082	59,963	101,917

チビッコホーム協力金の見直し

チビッコホーム協力金を、13年4月から改定しました。

児童1人月額：4,000円 5,000円

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	7,956	7,956	7,956	23,868
効果額(B)	6,025	5,043	6,860	17,928
差引(B) - (A)	1,931	2,913	1,096	5,940

3. 保有地の処分

保有地処分等検討委員会の答申に基づき、売却可能と判断された物件につき売却しました。

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	300,000	300,000	300,000	900,000
効果額(B)	179,302	63,020	31,763	274,085
差引(B) - (A)	120,698	236,980	268,237	625,915

4. 循環型社会に向けた廃棄物減量化への取り組み

廃棄物の問題は、自治体行政において重要な政策課題の1つとなっています。「循環型社会形成推進基本法」等関連法に基づく自治体の負担が増加している現状であり、廃棄物処理事業に係る経費が、自治体財政を圧迫する要因のひとつとなっています。

循環型社会に対応したごみ減量化への取り組みの一環として、「ごみの有料化」の導入（平成13年10月から）を見込み、指定袋制度（有料）の方法で実施することでの財政的効果を見ていましたが、審議会等での議論を経て、一般家庭ごみについては、世帯の人数別に無料処理券（シール）を配付し、指定枚数を超える場合に有料（粗大ごみについては全量を有料）とする方法により、平成14年7月から「ごみの有料化」を導入しました。

一般家庭ごみ---45リットル：100円 30リットル：70円

粗大ごみ---単価500円

また、市民と協働しながらの埋立てごみの分別収集（平成15年度実施）、事業系ごみの減量化の推進のため、事業所への啓発・指導などにより、排出量の削減に努めています。

循環型社会に向けた廃棄物減量化への取り組み分（ ~ ）の合計

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	104,384	197,384	197,384	499,152
効果額(B)	0	23,429	3,271	20,158
差引(B) - (A)	104,384	220,813	194,113	519,310

一般家庭ごみの有料化

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	93,000	186,000	186,000	465,000
効果額(B)	0	32,082	11,833	43,915
差引(B) - (A)	93,000	218,082	197,833	508,915

粗大ごみの有料化

	13年度	14年度	15年度	3ヶ年計
プラン(A)	11,384	11,384	11,384	34,152
効果額(B)	0	8,653	15,104	23,757
差引(B) - (A)	11,384	2,731	3,720	10,395

制度面での改革

予算編成の再構築のため、従来の積み上げ方式から、編成時における庁内分権を推進するため、経常的な管理経費の「枠配分」を行うとともに、中期的な視点での事務事業の点検・改善など、より効率的な予算執行を推進するため、独自の「メリットシステム」を試行的に導入し、経費の縮減に取り組んでいます。これに検証を加え、拡大・拡充が必要です。

また、行政運営に従事する職員の意識改革を含めたシステムの再構築も必要であり、行政の説明責任、市民との協働のもとでの事務事業の推進、持続的な財政運営、市民サービスの維持・継続が市としての責務となっています。

これらの背景から、システム改革に取り組んでいる主な項目は、以下のとおりです。

1．国との税財源構造の改革に向けて

税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税制度の改革を柱とする「三位一体の改革」は、国の財政再建を優先して、地方に負担を押し付けるものではなく、市民生活に不可欠な行政サービスの実態を的確にとらえ、地方分権を推進するものでなければなりません。

そのため、国庫補助負担金の補助率の引き下げや補助対象の縮減など、一方的な地方への負担転嫁にならないよう、また税源移譲は地方分権を支えるために不可欠なものであるため、基幹税による税源移譲を実現することや交付税総額の確保などについて、大阪府市長会・全国市長会を通じ、国へ強く要望しているところです。

2．公債管理フレームの設定について

財政推計における普通建設事業規模を堅持しながら新発債を抑制し、過去、高利で借り入れた大阪府施設整備資金貸付金の繰上償還や縁故債の借り換えを極力抑制することにより残債の減少に努め、地方債現在高を標準財政規模の2.0倍程度とすることを当面の目標とし、最終的には1.5倍程度にすることを公債管理フレームと設定し、財政の硬直化の改善を進めているところです。

しかし、長引く景気低迷により地方交付税原資である国税などが伸び悩み、地方交付税が大幅に減額され、国は、地方の財源不足を補完する方途として、新たに臨時財政対策債を発行させることとしたことにより、地方の借金がさらに増えることとなりました。

本市においても、景気の低迷により地方税を始め歳入の増加が見込めないことから、地方財政法第5条の特例として発行した減税補てん債や臨時財政対策債などの特例地方債（いわゆる赤字地方債）は、平成13年度から15年度の3カ年度で67億5,070万円、平成15年度末現在の地方債現在高は、標準財政規模（373億1,429万円）の2.5倍に膨らんでしまったのが現状でした。

今後は、建設地方債、特例地方債の別に公債管理を行うこととします。

下水道整備計画については、計画区域において早急に下水道を普及させることはきわめて重要なことであるが、財政力に見合った整備を進めていく必要が生じてきたため、常に下水道整備計画について見直しを行い、着実に事業費の縮減を図ってきたところです。

また、費用対効果を高めるため下水道への接続を推進するとともに、使用料の改定など下水道事業の健全化に向け種々の方策を講じています。

市街化調整区域の整備は、各区域ごとのコスト計算などを行い、その地域に見合った整備手法の検討を進めています。

受益と負担の関係がわかりやすい経理処理とすることが望まれており、また適切な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則を認識する必要があるため、平成18年度から企業会計への移行に向け積極的に取り組んでいるところです。

3. 人材の育成と活性化

平成 14 年 3 月に、今後の人事育成のマスタープランとなる「岸和田市人材育成基本方針」を策定しました。現在、この基本方針のコンセプト「個性を生かして人を育てる」に基づいた総合的・戦略的な人事管理制度の構築に取り組んでいます。

既に、人事管理制度の中心となる人事考課制度の開発を完了し、試行実施の段階に入っており、今後、この評価結果を職員の能力開発と昇格管理、配置管理に活用することにしています。

女性職員の職域拡大と登用については、人事考課の評価結果をもとに、男女の区別なく実績・能力重視の人事管理を進めることで実現されるものと考えています。

なお、現在、実施に至っていない管理職昇任試験制度、職員研修活性化委員会の設置、岸和田市職員憲章（職員倫理綱領）の制定については、人事考課制度を本格実施する段階で、その必要性を十分に検討していきます。

4. 広域連携に向けて

広域的な連携の有効性を探るため、「泉南地域広域行政推進協議会」（岸和田市以南の 5 市 3 町で構成：昭和 55 年 10 月設置）へ参画し、本協議会において策定した泉南地域広域行政圏計画に基づき、各市町と連携し広域的課題に対応しています。

また、広域連携による効率的なサービス提供や住民サービスの充実のために、下記の勉強会等を設置し、調査・研究を進めています。

「広域的連携に関する勉強会」（本市と貝塚市：平成 13 年 2 月設置）

「岸和田市・忠岡町広域行政勉強会」（本市と忠岡町：平成 14 年 7 月設置）

「岸和田市・忠岡町合併協議会」（本市と忠岡町：平成 15 年 7 月設置）

それ以外にも、「泉州市・町関西国際空港対策協議会」、「大阪湾ベイエリア推進機構」等に参画し、広域的な視点から課題に対応しているところです。

5. 市民との協働によるまちづくり

(1) 「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会の設置

目的：市民とのパートナーシップを実りあるものとするため、情報公開と説明責任をキーワードとして市民と行政が情報を共有し、本市が直面する財政危機の克服、明日のまちづくりに向けての方策を、手を携えながらともに考える場とする。

委員会は、平成 13 年 7 月に設置され、4 つの部会、「教育と文化のまちづくり部会」・「健康と福祉のまちづくり部会」・「安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会」・「環境のまちづくり部会」を編成し、3 ヶ年にわたり、市民が行政と協働して調査・研究した成果として、平成 16 年 3 月には種々の項目にわたる市政への提言・提案がまとめられました。

4 部会から 20 項目の提言・提案があり、報告書の内容については、市民の大きな努力の成果であると真摯に受け止める一方、市としての考えを示していく中で、今後の政策・施策展開を図っていきます。

提言・提案に対して関係課での協議を整えたうえで、16 年度のうちに、政策・施策として市民への公表を予定しています。

各部会からの提言・提案項目

【教育と文化のまちづくり部会】

文化行政について	スポーツ施設について	公民館について
図書館について	地域と学校について	

【健康と福祉のまちづくり部会】

支援の必要な人のために 支援を必要としない人のために
支援を越えた生きがいづくり 子育て支援に関する提言・提案
地域で取り組む子育て支援
ハンディキャップをもつ子どもに関することについて

【安全・快適な都市的魅力のあるまちづくり部会】

コミュニティバス充実調査報告 岸和田にも地場農林水産物の常設直売所を
城周辺とまちづくりの推進に向けた基本構想

【環境のまちづくり部会】

収集運搬の費用削減 減量化対策について 事業系ゴミの減量・資源化の推進
岸貝清掃工場処理のトン単価に見合う焼却処理手数料の見直し
ゴミを出さない・燃やさない 新清掃工場について

(2) 行政評価システムの導入

市が実施する、施策・事務事業における客観的な評価、説明責任、職員の意識改革などを目的とする行政評価システムの導入にあたり、行政評価手法の選択、手順等について、年度ごとに以下のように取り組んできました。

<平成 13 年度>

13、14 年度の 2 年間で、導入のための試行期間と位置付け、13 年度においては、導入の目的や評価時期など、システムの基本となる事項を決定した。現在、自治体に求められる市民に対する説明責任や職員の意識改革などを目的とし、市民と行政等が共通の尺度により評価できるよう、客観的な指標設定により成果、効率性を評価するシステムとしました。また、評価シート設計、導入に向けての課題等の検討を行うため、作業部会を設置し、モデル事業の試行評価を通して、検証を行ないました。

<平成 14 年度>

15 年度の本格導入を控え、全課で行政評価推進リーダーを選任し、全庁的に約 200 事業の評価を試行しました。試行を通して、各課においては、あらためて事業のあり方の検討や指標設定について検討などをし、また、本格導入に向け、対象事業の選定、総計進行管理や予算への反映の手法、推進体制などを検討も行ないました。

<平成 15 年度>

本格導入を行い、約 600 事業を評価し、また、新行財政改革の視点から、事業のうち直接的な市民サービス事業（約 280）を選定し、「行政サービスの公共性診断カルテ」を活用して、公共性・行政関与の妥当性・実施主体の妥当性・受益者負担の妥当性を診断しました。

それらの結果については、事業の進め方の再検討や評価結果の予算への反映などに活用を図るため、1 次評価（事業担当課の評価）とは違う組織で「2 次評価」（42 事業）を実施し、その結果を事業担当課へフィードバックし、担当課においては、その結果を受け、事務事業の改善・改革、次年度以降の予算への反映など、検討を行いました。

評価シート、診断カルテについては、事務事業への投入資源とそれに対する成果や効率性などを説明するための資料として、情報公開コーナーや 3 市民センターに備え付け、公開しました。

なお、16 年度以降においては、施策評価や事前評価などの手法を検討するなど、システムの充実を図っていきます。

まとめ

アクションプランの達成目標として、「推計上示された収支額の補填に止まらず、まちづくりシステムの再構築を図るものとする」と掲げられました。

歳出の削減・歳入の確保への個別の取り組みについては、今日的なテーマでの細部を除いて、総じて昭和 31 年度において財政再建準用団体として指定を受けた時とさほど変わりないメニューとなっています。効果額については前述のとおりで、財政推計により示された平成 15 年度での財政再建準用団体転落という事態は回避することができたものであり、13 年度から 15 年度の各年度において、黒字決算とすることができました。

今回のアクションプランでは、当時の再建策との大きな違いとして、目標として掲げた「まちづくりシステムの再構築」を挙げることができます。

これまでの 3 年間の取組みを経て、それぞれ単体のシステムの導入に止まらず、経営主体の行政として、いかにマネージメントしていくかということから、いわゆる内部管理システムとして相互に連携させようと努めてきました。

平成 15 年度において、行政評価システムの本格稼働、新行財政改革の推進、人事考課制度の試行とあわせて、予算編成システムの再構築の取組み及び総合計画の進行管理による総合的な内部管理システムの構築を目指して、これら関係課が連携して 3 部（市長公室・企画調整部・総務部）4 課体制で取り組んでいます。

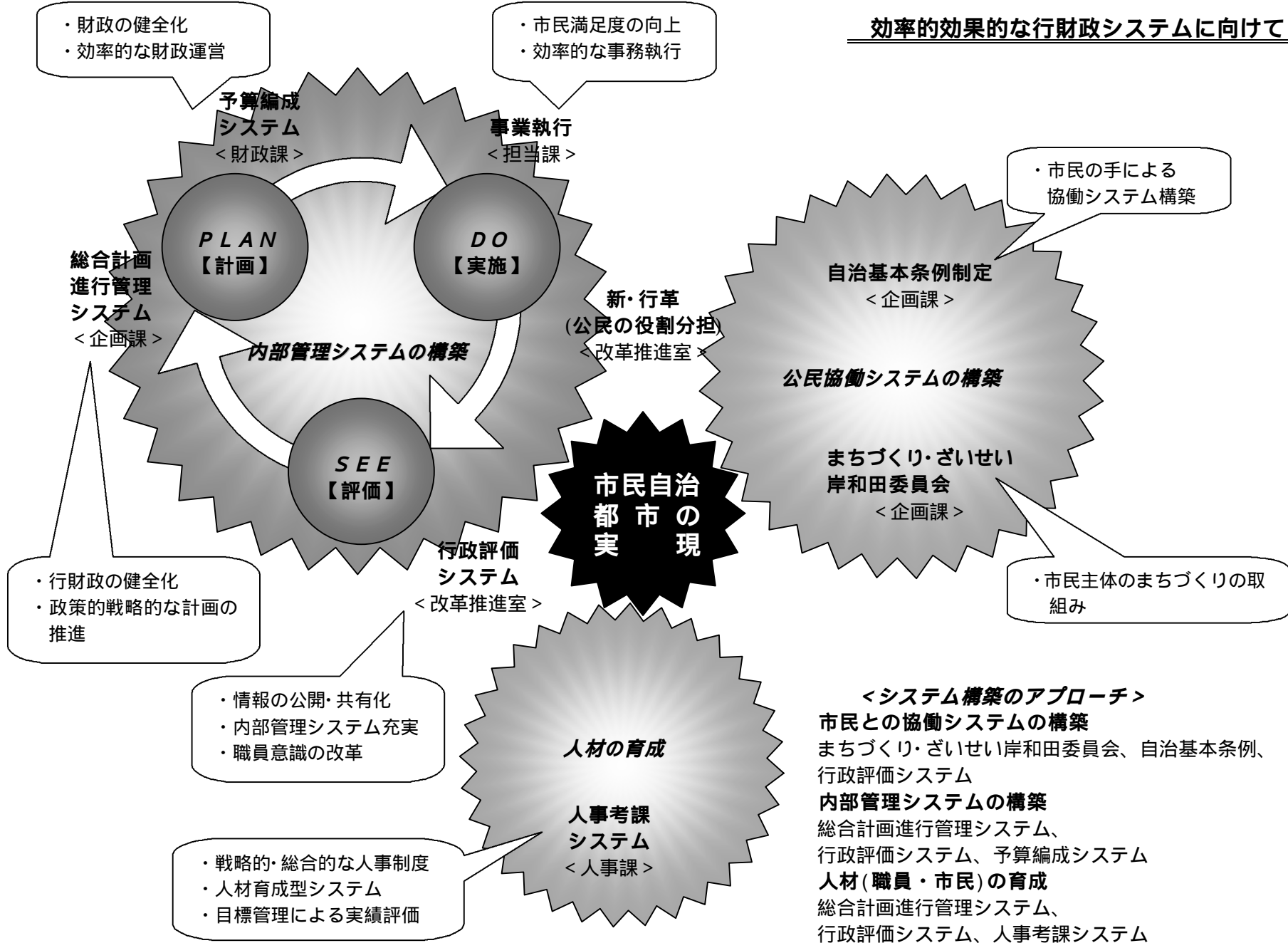
一方、「市民と共に考える」まちづくり・ざいせい岸和田委員会に象徴される市民との協働によるまちづくりの推進に向け、平成 15 年度の検討・協議を経て、平成 16 年度に「協働推進スタッフ」を設置しました。

今後は、協働推進のための「システムづくり」「指針づくり」の策定を射程に入れながら、内部管理システムとの連携をも視野に入れた更なる「まちづくりシステムの再構築」（別図：Kishiwada City Management System）に努めていかなければなりません。

なお、平成 15 年度に策定された「新行財政改革大綱」においても同様の方向性が示され、一連のものとして捉えての推進を図っていきます。

Kishiwada City Management System

効率的効果的な行財政システムに向けて



<システム構築のアプローチ>

- 市民との協働システムの構築**
まちづくり・ざいせい岸和田委員会、自治基本条例、行政評価システム
- 内部管理システムの構築**
総合計画進行管理システム、行政評価システム、予算編成システム
- 人材(職員・市民)の育成**
総合計画進行管理システム、行政評価システム、人事考課システム
- まちづくり・ざいせい岸和田委員会、自治基本条例